

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

耕地面積調査及び作付面積調査（以下、「本調査」という。）は、農業の生産基盤となる耕地と土地利用の実態を調査し、生産対策、需給対策及び構造対策等に関する農業行政を推進するための基礎資料を作成することを目的としている。

(2) 調査の根拠

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づき定められた作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）による指定統計調査（指定統計第37号）として実施している。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(4) 調査対象及び調査期日

ア 調査対象

(ア) 耕地面積調査

全国の田耕地及び畑耕地を対象とする。

(イ) 作付面積調査

調査対象作物の栽培の用に供された全ての土地を対象とする。

イ 調査期日

(ア) 耕地面積調査

耕地面積	平成16年 7 月15日
耕地の拡張・かい廃面積	平成15年 7 月15日～16年 7 月14日

(イ) 作付面積調査

麦類、れんげ、イタリアンライグラス	平成16年 4 月 1 日
水稻、果樹、茶	平成16年 7 月15日
かんしょ、豆類	平成16年 9 月 1 日
陸稲、そば、飼肥料作物	収穫期

注：北海道の麦類、イタリアンライグラス、豆類については、7月1日調査

(5) 調査の方法

ア 耕地面積調査

(ア) 耕地面積

母集団から抽出された「標本単位区」に対する職員の対地標本実測調査によって推定を行い、対地標本実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については、巡回調査、関係機関からの情報収集、空中写真等の利用によって補完している。

(参考)

対地標本実測調査の詳細については、以下のとおりである。

a 母集団

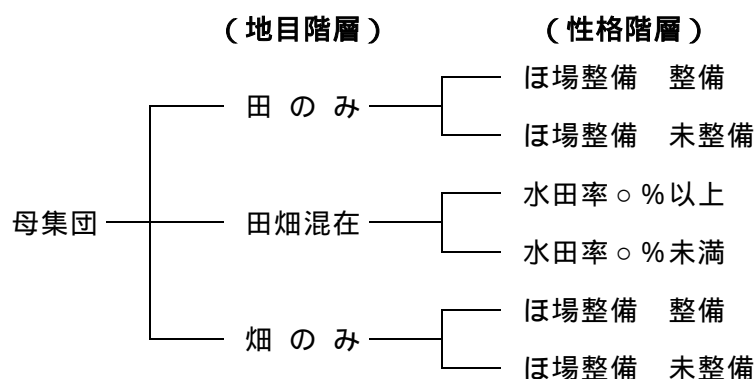
母集団は、全国の耕地とその周辺にある開墾可能な土地を、国土基本図、空中写真等の資料に基づき、耕地面積が約2ha（北海道は約10ha）となるような地続きの区域に分割した「単位区」（全国で約210万単位区）の集まりである。

なお、宅地等への転用や耕作放棄など現況の変化を反映するように毎年計画的・継続的に単位区を再編成するなどの母集団整備を実施している。

b 階層分け

編成した単位区は、調査精度の向上を図るため、耕地のほとんどが田であれば「田のみ」階層、畑であれば「畑のみ」階層というように、地目に着目した階層分けを行い、次にそれぞれの階層内の単位区についてはほ場整備状況、水田率等に応じた分類を行い、階層内の単位区の性格が均一になるようにしている。

階層分け模式図（例）



c 標本配分・抽出

標本は、全体の田畑別耕地面積及び水稻作付面積が的確に把握できるように、各々の所要標本数を階層別に配分し、無作為に標本単位区を抽出している。

d 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の全筆（全区画）について、事前に台帳に整理した筆別（区画別）の面積を基準に、調査対象項目の面積（田畑別の耕地面積、水稻作付面積、水稻以外の作付面積及び不作付面積）を見積る。

e 推定

実査により得られた、標本単位区の台帳面積の合計に対する標本単位区の調査対象項目別見積り面積の合計の比率を、全単位区の台帳面積の合計に乘じ、さらに測量修正率（実測面積と台帳面積の差を補正するもので、別途測量した結果等に基づき算出したもの。）を乗じることにより、全体の面積を推定している。

なお、耕地の内訳となるけい畔面積については、別途実測により求めたけい畔割合（率）を推定結果に乘じて算出している。

(イ) 耕地の拡張・かい廃面積

巡回調査、関係機関の資料及び空中写真等の利用によって実施している。

なお、耕地の拡張・かい廃は、平成15年7月15日から平成16年7月14日までに生じたものである。

また、母集団である単位区の状況が単位区編成時に比べ大きく変化している地帯を重点的に、一筆ごとに田畑別の地目と面積の現地確認等を行った。これにより、変化が明らかになった面積を拡張・かい廃面積の計に含めた。

このため、本年の拡張計及びかい廃計とその内訳の要因別積上げ値は一致しない場合がある。

イ 作付面積調査

(ア) 水稻作付面積

耕地面積調査と同様の対地標本実測調査により行った。

(イ) 水稻以外の作物の作付（栽培）面積

関係団体に対する面接調査及び巡回調査により行った。

(6) 面積の算定基準

ア 本調査は、水平投影面積として行った。

イ けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積り、作付面積として計上した。

(7) 標本数及び調査結果（全国）の精度

区 分	標本数	標準誤差率（％）
耕地面積（田）	29,794	0.15
（畑）	24,296	0.27
水稻作付面積	29,794	0.34

注：標準誤差率（％）＝標準誤差÷推定値×100

2 統計の表章範囲

(1) 全国農業地域の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域の区分とその範囲は、次のとおりである。

全 国 農 業 地 域	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
北 東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中 国 四 国 農 政 局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：東北、北陸、近畿及び九州の各地方農政局管内の所属府県は、全国農業地域の所属府県と同じである。

(2) 北海道の区分とその範囲

北海道の表章区分の内訳は、次のとおりである。

表 章 区 分	区 域
札 幌	札幌市、旭川市、夕張市、岩見沢市、留萌市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩支庁管内、空知支庁管内、上川支庁管内、留萌支庁管内
函 館	函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、渡島支庁管内、檜山支庁管内、後志支庁管内、胆振支庁管内
帯 広	帯広市、釧路市、日高支庁管内、十勝支庁管内、釧路支庁管内
北 見	北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、宗谷支庁管内、網走支庁管内、根室支庁管内

3 統計項目の説明

統計表のうち、主な項目の説明は次のとおりである。

(1) 耕 地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

ア 本 地

直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいう。

イ けい畔

耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦のことで、田の場合、たん水設備となる。

ウ 田

たん水設備（けい畔など）とこれに所要の用水を供給しうる設備（用水源・用水路）を有する耕地をいう。

エ 普通田

水稻の栽培が可能な状態である田をいう。

オ 特殊田

普通田以外の田をいう。

カ 畑

田以外の耕地をいう。これには、通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

キ 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除いたもので、通常、草本性作物、苗木等を栽培するものをいう。

ク 樹園地

畑のうち、果樹、茶などの木本性作物を1a以上集団的（規則的、連続的）に栽培するものをいう。

なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこの栽培を行う竹林を含む。

ケ 牧草地

畑のうち、牧草の栽培を専用とする畑をいう。

(2) 拡張（増加要因）

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、すでに作物を栽培しているか又は次の作付期において、作物を栽培することが可能となった状態の耕地をいう。

拡張面積は、開墾、干拓・埋立て、復旧によって生じる。田畑別に見た場合は、田畑転換によっても生じる。

ア 開 墾

山林、原野、牧野、池沼（公有水面を除く。）及び雑種地を耕地にすることをいう。

宅地、塩田等を耕地とする場合もこれに含めた。

イ 干拓・埋立て

湖沼、その他の公有水面を、干拓又は埋立てして耕地とすることをいう。

ウ 復 旧

自然災害によってかい廃した耕地が再び耕地になることをいう。

砂利採取地からの復旧もこれに含めた。

(3) かい廃（減少要因）

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態の土地をいう。

かい廃面積は、自然災害、人為かい廃によって生じる。田畑別に見た場合は、田畑転換によっても生じる。

ア 自然災害

山くずれ、河川決壊等の災害により、耕地が流失、埋没、陥没あるいは土砂流入によって、耕地としての利用ができなくなったものをいう。

イ 人為かい廃

耕地を工場用地、道路、鉄道用地、宅地、農林道、山林、耕作放棄地（荒地）等とした場合をいう。人為かい廃の内容は、次のように区分している。

(ア) 工場用地

主に工場用地としてかい廃するもので、それに付属する倉庫、資材置場、道路、引込線などの施設用地も含む。

また、鉱業、建設、電気、ガス、水道関係の施設用地も含めた。

(イ) 道路・鉄道用地

主に産業輸送に使用する道路、鉄道用地としてかい廃するもので、農林道を除く道路及び公営私営の鉄道関係の施設用地を含む。

また、航空、港湾関係の施設用地、農業用水路以外の水路用地も含めた。

(ウ) 宅地等

主に住宅、学校用地及び公園、その他公共用社会福祉施設、会社等の厚生福祉施設用地としてかい廃するものである。

また、卸売、小売などの商業用地、墓地及びゴルフ場なども含めた。

(エ) 農林道等

主に農林業自体に使用する道路、用排水路用地としてかい廃するもので、農業資材置場、農産物貯蔵場、農業用倉庫、共同選果場、乾蒭場などの農業用施設用地を含む。

また、養魚池、網干場なども含めた。

(オ) 植林

人工造林（種子の直まきを含むが、苗木の栽培は含まない。）で山林としたものである。

(カ) その他

耕作放棄地（荒地）、水没地及び河川用地となったものである。

転用先不明のものもこれに含めた。

(キ) 耕作放棄

耕作の用に供されていたが、耕作し得ない状態（荒地）になったことが確認された土地。

(4) 田畑転換

田を畑に、畑を田に地目変換することをいう。

ただし、田畑別の拡張・かい廃面積では、田畑転換は拡張又はかい廃の一部に含めており、例えば、田が畑に転換した場合は、田のかい廃面積及び畑の拡張面積のそれぞれに計上した。

(5) 作付面積

非永年性作物をは種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積をいう。なお、集団、散在にかかわらず栽培された永年性作物（宿根性の多年性作物を含む。）の調査期日現在の利用面積は栽培面積という。

(6) 不作付面積

所定の調査期日において、作物のは種又は植付けがない本地面積をいう。不作付面積は本地のみを対象とし、けい畔は含めない。

(7) 夏期全期不作付面積

夏期全期（当該地帯のおおよそ水稻の栽培期間）を通じて不作付けの状態の本地面積をいう。

(8) 二期稻

水稻を年間2回作付けする場合で、第2回目の作付けをいう。

(9) 普通小豆

大納言を除く小豆をいう。

(10) 果樹の成園、未成園

成園とは、生産物の販売額がその年に投入した流動資本を上回るようになった果樹園をいい、未成園とは、定植して成園になるまでの果樹園をいう。

(11) 園地栽培

果樹、茶などの木本性作物が1 a以上集団的（規則的、連続的）に栽培されている状態をいう。

(12) 茶園の専用茶園

茶の栽培が1か所に1 a以上集団的に栽培され、かつ、この茶園で混作・間作がないものをいう。

(13) 年産区分

統計表示の場合の年産区分は、その作物の収穫年次とした。

(14) 作付（栽培）延べ面積

稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、その他作物の作付（栽培）面積の合計をいう。

なお、年産区分を同一とする水稻二期作栽培や季節区分別野菜などにより同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とした。

(15) 耕地（本地）利用率

耕地（本地）面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合である。

$$\text{耕地（本地）利用率（\%）} = \frac{\text{作付（栽培）延べ面積}}{\text{耕地（本地）面積（7月15日現在）}} \times 100$$

4 利用上の注意

(1) 数値のラウンドについて

ここに掲載した統計数値は、ha単位で下表の基準によりラウンドしたので、都道府県別数値の積上げと全国計、あるいは合計と内訳が一致しない場合がある。

原 数		7けた以上 (100万)	6けた (10万)	5けた (万)	4けた (1000)	3けた以下 (100)
ラウンドするけた		下3けた	下2けた		下1けた	ラウンドしない
例	ラウンドする前（原数）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	ラウンドした数値（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(2) 記号について

本書の統計表示については、次の記号を用いた。

- 「-」：事実のないもの
- 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
- 「0」：単位に満たないもの
- 「↓」：減少したもの
- 「×」：秘密保護上統計数値を公表しないもの

(3) 連絡先

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課 面積統計班
電話 代表 03(3502)8111 内線 2825、2828
直通 03(3591)4604